

一定の障害のある方は 後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が必ず加入する医療制度ですが、現在、国民健康保険などの医療制度に加入されている65歳から74歳までの方で、障害の状態によっては、申請により後期高齢者医療制度に加入することができません。

◎対象となる条件

65歳以上の方で一定の障害の認定を受けている方
○身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方。または、4級の方でつぎに該当する方。
・下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
・下肢障害4級3号（1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの）
・下肢障害4級4号（1下肢の著しい障害）
・音声、言語機能障害
○精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方。

◎自己負担割合と保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関にかかる際の自己負担割合は、所得に応じて1割、2割または3割となります。保険料については、今まで加入されていた医療制度（健康保険）と保険料の計算方式が異なるため、保険料額が変わります。

◎申請に必要なもの

①障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）、または年金証書（障害年金1・2級）
②身分証明書（障害者手帳のない方）
③マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
④現在お持ちの健康保険証
※問い合わせは、住民課

☎83-2190

令和7年度 固定資産価格の縦覧 固定資産課税台帳の縦覧 について

◎「固定資産価格の縦覧」
今年度の土地・家屋の価格をご覧になれます。
この縦覧制度により、期間中に限り納税者の方が所有する土地・家屋の価格と町内の他の土地・家屋の価格を比較することができます。

◎「縦覧期間」

6月2日（月）まで
（ただし、閉庁日を除く）
〔縦覧時間〕
午前8時30分～午後5時15分
〔縦覧場所〕住民課窓口
〔縦覧できる方〕
町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

◎「固定資産課税台帳の縦覧」

固定資産課税台帳は、年間を通して閉庁日を除く毎日、閲覧できます。

◎「固定資産課税台帳の縦覧」

〔縦覧できる方〕
町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者
・本人の場合：運転免許証など本人確認のできるもの
・代理人の場合：委任状および代理人の本人確認のできるもの
*同居の家族の方でも、納税者本人以外は代理人の場合と同様となります。
・借地・借家人の場合：賃貸借契約書またはその写し、本人確認のできるもの
※問い合わせは、住民課

◎「固定資産課税台帳の縦覧」

固定資産課税台帳は、年間を通して閉庁日を除く毎日、閲覧できます。



☎83-2190

農林業等振興事業 補助の申請受付

〔対象事業〕農林水産業や観光業などの設備の近代化や振興に資する研究、調査および指導に関するもの。
〔対象者〕町内に居住する農林水産業および観光業の経営者など、もしくは新たに経営すると認められる者または団体。

〔補助金〕対象となる総事業費に補助率を乗じた額。

*補助率は書類審査により協議会で決定。
〔受付期限〕5月30日（金）
〔応募方法〕観光産業課に提出（申請用紙があります）
※申し込み、問い合わせは、観光産業課☎83-2295

【東京しごとセンター多摩】

様々な就業支援セミナーなど実施しています。詳細は2次元コードを参照してください。

☎83-2190

☎83-2190

☎83-2190

☎83-2190

☎83-2190